

○監督体制強化工事に係る建設工事下請状況等調査 及び建設工事安全パトロールの実施について

〔平成21年6月8日 事調第278号〕
各支庁長あて 農政部長

[沿革] 平成21年7月16日事調第417号改正、28年6月7日事調第282号、令和元年5月14日第271号改正

1 下請状況等調査について

(1) 調査対象者及び調査方法

監督体制強化工事について、元請負人及び一次下請負人（警備会社含む。当該総合振興局・振興局管外に所在する下請負人は除く。）の会社事務所において、関係書類等を確認し実施することとする。なお、必要に応じて二次以下の下請負人に対しても調査を行うこととする。

また、調査については面接調査のみとする。

(2) 調査項目

農業農村整備事業に係る建設工事下請状況等実態調査要領に準じ 別記「下請状況等調査票」に基づき実施する。なお、工事施工期間中に確認可能な項目を基本とする。

(3) 調査実施時期

工事規模や工事工程表等の内容を参考とし、調査項目の確認が可能な時期に適宜実施することとする。

(4) 調査結果の通知及び報告

調査の結果については別記第5号様式により請負人に対して通知し、指導事項がある場合は改善等状況報告書（別記第5号様式別紙）の提出を求めることとする。

2 安全パトロール

総合振興局・振興局で制定する「農業農村整備事業に係る建設工事安全パトロール実施要領」に基づき実施することとする。

3 施行成績評定への反映

調査等の結果により評定点を修正する場合の取扱いについては、「工事施行成績評定基準」第7第2項に基づき、「成績評定修正判断基準」（別記第4号様式）により「北海道建設工事施行成績評定要領別記2-1号様式 5 修正評価点」欄に記入し、請負人に通知することとする。

また、修正対象とする指導事項は工事の適正な体制の確保に対するもので発注者と元請負人間での指導事項のみとし、20点を上限とする。

なお、関係法令に違反する疑いがあるときは関係行政機関に報告すること。

4 請負人への周知

契約締結時に「成績評定修正判断基準」（別記第4号様式）を配布し、調査等の実施結果に基づき評定点を修正することについて請負人に周知することとする。

5 成績評定点の修正

下請状況等調査及び安全パトロールの実施結果に基づき評定点を修正した場合は、工事施行成績の評定結果について（北海道請負工事施行成績評定要領別記第2-1号様式）に「施工体制チェックの強化に伴う修正評定点の集計」（別記第6号様式）を添付すること。

6 説明請求等

請負人から評定結果について説明請求があった場合は「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」（平成10年2月18日建情第686号付け）第8により行うこととする。

7 その他

調査等の処理手順については、別紙「監督体制強化工事に係る建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロール実施フロー図」を参考とすること。

〔 農村振興局事業調整課事業管理グループ
設計施工グループ 〕